

1 開会及び閉会の日時

令和3年4月5日 午後3時13分～午後3時27分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	白 畑 優
	教育長職務代理者	徳 山 育 弘
	委 員	太 田 垣 亘 世
	委 員	中 平 了 悟
	委 員	正 岡 康 子

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	梅 山 耕 一 郎
教 育 次 長	東 政 信
管 理 部 長	西 村 和 修
施 設 担 当 部 長	山 口 泰 範
学 校 教 育 部 長	増 田 裕 一
学 校 教 育 部 次 長	橋 本 貴 宗
学 校 教 育 部 参 与	桑 本 廣 志
事 務 局 参 与	北 垣 裕 之
学 校 給 食 担 当 部 長	山 木 聡
教 育 総 合 セ ン タ ー 所 長	平 山 直 樹
社 会 教 育 部 長	安 田 博 之
企 画 管 理 課 長	西 田 啓 行

日程第1 協議・報告

(1) 教育長職務代理者について

日程第2 議事

(1) 報告第1号 尼崎市教育委員会職員証規程の一部を改正する訓令について

午後3時13分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。
日程第1の「協議・報告事項」の「教育長職務代理者について」を議題とします。

白畑教育長 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項の規定に基づき、教育長の職務代理者として、令和3年4月1日付で徳山委員を指名いたしました。指名期間といたしましては、職務代理者として別の教育委員を指名するまでの期間としております。

白畑教育長 本件について、発言はございませんか。

徳山委員 教育長職務代理者は、教育長が事故にあるとき、又は欠けたときに、教育長の職務を行うこととなり、事務局のトップとして実際に事務全般をみることとなります。については、非常勤である私が毎日事務局の事務を指揮監督することは現実的に困難です。したがって、教育長が事故にあるとき、又は欠けたときの教育長職務代理者として行う教育長の職務のうち、教育長の決裁を要する事項などの具体的な事務の執行等については、梅山教育次長又は東教育次長、次に、管理部長の順に委任したいと考えます。

白畑教育長 わかりました。それでは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項の規定に基づき、教育長の職務代理者として徳山委員を選定し、徳山委員のご意向どおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条第4項の規定に基づき、具体的な事務の執行等については、梅山教育次長又は東教育次長、次に、管理部長の順に委任することとします。

白畑教育長 その他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。
次に、日程第2「議事」の「報告第1号 尼崎市教育委員会職員証規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。中道職員課長。

職員課長 職員課長でございます。報告第1号につきまして、ご説明申し上げます。はじめに、当該規程につきましては、市長事務部局における「尼崎市職員証規程」に準じた規程となっているため、市長事務部局の改正内容を踏まえた改正手続きを行う必要がございますが、市長事務部局における規程の最終の改正内容についての確認が、年度末の3月30日となったことから、教育委員会臨時会を開催することは事実上難しく、また、今回の改正が職員証の更新年度に関する事務的な内容であることを踏まえまして、「尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則」第4条第2項の規定に基づき、令和3年3月31日付けで教育長による臨時代理を行わせていただきました。そして、本日の教育委員会臨時会におきまして、改正内容を報告し、承認を諮るものでございます。それでは、改正内容について、ご説明申し上げます。職員証につきましては、当該規程に基づき、採用時のほか、交付年度から起算して5年度を経過した年度ごとに職員に交付してきており、令和2年度は本来交付年度でございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による全庁的な収支不足解消の動きを受け、市長事務部局に足並みを揃える形で職員証の一斉更新を延期することとなりました。そのため、交付年度に係る規定の見直しが必要となり、市長事務部局において職員証規程の改正を行ったため、教育委員会におきましても、同様に当該規程の一部につきまして改正を行うものでございます。お手元の資料の「報1」の3ページをお開きください。報告第1号 尼崎市教育委員会職員証規程に係ります新旧対照表を記載しております。下線を引いている部分が改正部分となります。まず、第3条第3項についてでございますが、ここでは、「交付年度から起算して5年度ごと」に限られていた交付時期を、「5年度を経過した年度以後の年度において、教育長が別に定める時期」と改正いたします。次に、前後いたしますが、第3条第1項、第4条及

び別記様式につきましても、市長事務部局の文言整理にあわせて、整理するものでございます。簡単ではございますが、以上で報告を終わらせていただきます。よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「報告第1号」を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「報告第1号」は報告のとおり承認いたしました。

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、尼崎市教育委員会4月臨時会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会4月臨時会の議事の全部を終了したので、午後3時27分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会4月臨時会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。

この会議録は、真正にして誤りのないことを認め、署名する。

令和3年5月26日

尼崎市教育委員会 教 育 長

委 員